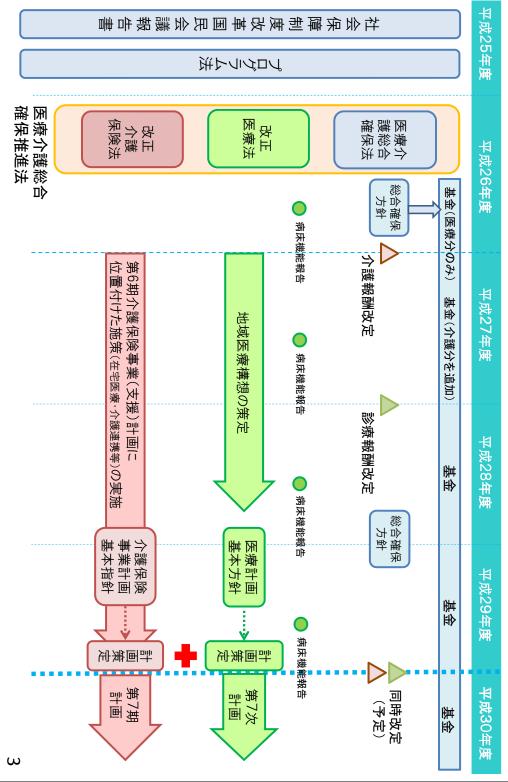
資料1

第7次医療計画について

平成29年度 平成29年5月17日 医療計画策定研修会

厚生労働省 医政局 原澤 地域医療計画課 朋史 課長補佐

医療法•医療計画と地域医療構想



釆 療 ┉ 画 9 民 回 靴 11 盟 र्भ 6) 核 퀫 会民

田的

医療計画は、医療機能の分化・連携の推進を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的としている。 本検討会は、現行の医療計画の課題等について整理を行うことにより、平成30年度からの次期医療計画を

より実効性の高いものとするため、医療計画の作成指針等の見直しについて検討する。

検討事項

- 医療計画の作成指針等について
- 医療計画における地域医療構想の位置付けについて
- 地域包括ケアシステムの構築を含む医療介護の連携について
- その他医療計画の策定及び施策の実施に必要な事項について

ω 構成. 員(〇は座長)

〇 相安市今遠|

加納

章 孝夫(日本病院会副会長) 羽 好弘(日本薬剤師会常務理事) 明 朝洋(日本医師会常任理事) 寸 知明(奈良県立医科大学教授) 蔡 久夫(学習院大学経済学部教授) 終 俗也(東京大学政策ビジョン研究センター1 東 繁照(日本医療法人協会会長) 藤 訓子(日本看護協会常任理事)

特任教授)

櫻佐田西野藤本山木藤中澤原井多口

4 スケジュール

- 平成28年5月から12月までに開催した検討会(計8回)において議論した内容に いいて、 12月にとりまとめ
- 療養病床の取扱い等、 部課題については、 平成29年2月以降、 検討を継続

医療計画の見直しに伴い改正した省令 治 ・通知一覧

<省令・告示>

- \bigcirc 医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件(平成29年厚生労働省告示第88号)
- \bigcirc 医療法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第27号)
- 使用する数値等の 医療法第三十条の四第二項第十 部を改正する件 -号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に (平成29年厚生労働省告示第89号)

<通知>

- \bigcirc 医療計画について (平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知)
- 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知) 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号
- \bigcirc クレイ] の-「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に -部改正について(平成29年3月31日付け医政発0331第58号厚生労働省医政局長通
- \bigcirc 「特定の病床等の特例の事務の取扱について」の一部改正について 政地発0331第4号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知) (平成29年3月31日付け医

G

第7次医療計画の見直しの概要

1. 5疾病・5事業及び在宅医療について

- 0 引き続き現状の5疾病・5事業及び在宅医療について、重点的に取組みを推進。
- 0 「急性心筋梗塞」から「心筋梗塞等の心血管疾患」への名称の見直し等、必要な見直しを実施

2. 指標にしいて

- 0 都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較するため、共通の指標による現状把握を実施
- 現状を踏まえた上で、PDCAサイクルを適切に回すことができるよう、指標の見直しを実施

3. 地域医療構想について

0 地域医療構想調整会議において議論する内容及び進め方の手順について整理

4. 医療・介護連携について

- 0 地域医療構想や介護保険(支援)事業計画と整合性がとれるよう、都道府県と市町村の協議の場を設置。
- 0 地域の実情を把握するための指標を充実させ、多様な職種・事業者の参加を想定した施策を検討

5. 基準病床数について

- 0 基準病床数と病床の必要量の関係性の整理を行い、基準病床数の算定式について必要な見直しを実施
- 0 療養病床の取扱い等、一部検討が必要な事項については、今後整理を行う予定

6. その街

0 ロコモティブシンドローム、フレイル等については、他の関連施策と調和をとりながら、疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的な対策を講じることが重要。

がんの 医療体制

【概要】

- 0 これまでがん医療の均てん化を目指し体制整備を行ってきたが、がん医療が高度化、複雑化してきていることを踏まえ、てん化が必要な分野、集約化が必要な分野を検討し、今後のがん医療体制を整備する。 乜
- 0 がんの予防や社会復帰、 治療と職業生活の両立に向けた支援に取組む。

- 拠点のない二次医療圏に地域が ん診療病院の整備を進める。
- 外来におけるがん診療に関し、拠点病院等を中心とした、その他医療機関(在宅医療提供施設含む) との地域における連携体制を構築する。
- Market St. WAY THE REPORT OF THE PERSON LATER CANADA PARAMATER TO THE HEAD CONTRACTOR OF THE PARAMATER OF THE PARA Marin Paragonal Paragonal を設定する場合を実施した。 のののではないののではた のののではないののではない。 ののののではない。 ののののではない。 ののののではない。 ののののではない。 ののののではない。 ののののではない。 のののではない。 ののではない。 ののでは、 ののでは Happing Con undicated and a ANGEN TO BE

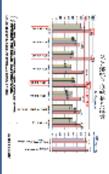
集約化の取組

- 少がん、小児がん等の高度・希少な分野については、それぞれの拠点病院等が担う機能の分化・連携を進める。 がんの放射線治療やゲノム医療、
- の機能分化・連携と合わせ、それを担 う人材についても集約化や育成を進 治療、ゲノム医療等の高度な医療の 実施のため、それぞれの拠点病院等 がんの高精度放射線治療や粒子線 治療、ゲノム医療等の高度な医療の

均てん化と集約化のバランスを 勘案した新たな医療提供体制へ

がんの予防、検診

に取組む。 科学的根拠に基づいたがん検診 の実施、精度管理、受診率向上



治療と職業生活の両立支援等の取り組み

おいてがん対策における就労支援が盛り込まれ、拠点病院において、就労の専門人材を配置す 第2期がん対策推進基本計画に る等の取組みを実施。

両立支援に関する取組みについて 更なる充実を図る

둟 枠 日 ら 医療体 世

0 0 脳血管疾患による死亡を防ぎ、また、要介護状態に至る患者を減少させるため、 急性期診療を実施する体制の構築を進める。 発症後、 病院前救護を含め、早急に適切な

【姨姨】

急性期から慢性期を通じて、リハビリテーションや、再発・合併症予防を含めた、 貫した医療を提供する体制を構築する

急性期の課題例

急性期脳梗塞に対し、rt-PA療法、血管内治療が有効であるが、普及が不十分。

発症人

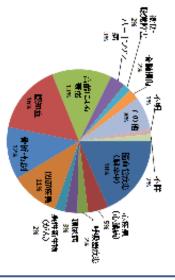
急性期

回復期

慢性期

慢性期の課題例

脳卒中は、介護の原因疾患の第 ; †



平成25年国民生活基礎調査

脳卒中は、発作後1年で10%、5年で50%と 高率に再発する。

適切な急性期治療

- 近年の標準治療の進歩を踏まえ た、急性期医療体制の構築
- ・rt-PA療法施行可能時間の
- 脳梗塞に対する急性期血管内 治療の科学的根拠の確立 3時間から4.5時間への延長
- 発症早期からの急性期リハビリ -ションの推進

回復期・慢性期の後遺症軽減・ 再発/ 合併症予防

- リハビリテ 回復期、慢性期まで一貫した ーションの実施
- 服薬や、リスク管理等の再発 予防の継続
- 連携等の、合併症予防の取組 みの推進 誤嚥性肺炎予防のための嚥下 リハビリテ ションや、医科歯科

急柱期から 回復期及び慢性期までの一 脳卒中の臨床経過を踏まえた、

貫した医療体制の構築

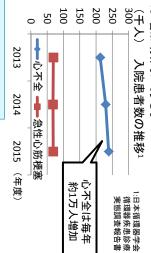
心筋梗塞等 田心の 管疾患の 医療体制

【概要】

- 000 「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」と見直し、心不全等の合併症等を含めた医療提供体制の構築を進める。 急性心筋梗塞による突然死を防ぐため、発症後、病院前救護を含め、早急に適切な治療を開始する体制の構築を進める。 急性期の治療に引き続き、回復期及び慢性期の適切な治療を含めた医療提供体制を構築する。

急性期の課題例

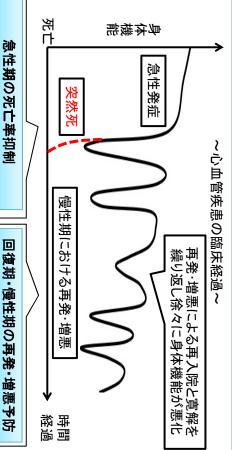
- 急性心筋梗塞死亡例の半数以上は院外心 停止である。
- 急性大動脈解離は発症後2日での死亡率 が50%に達する。
- 心血管疾患の終末的な病態である心不全 は増加傾向にある。



慢性期の課題例

1年間で慢性心不全患者の約20~40%は 再入院する。

心不全等の合併症や、 心不全等の合併症や、他の心血管疾患(大 動脈解離等)を含めた医療提供体制の構築



- カテ 侵襲な治療法の発達を踏まえた急 性期医療体制の構築。 テル治療に代表される、 和
- 情報の早期共有等、病院前救救急医療機関との連携の推進 病院前救護と

- 発症後早期からの心臓リハビリ ソヨソ ノの推進。
- 適切な運動療法や薬物療法の推進に向けた、医療機関相互の連携体制の構築。

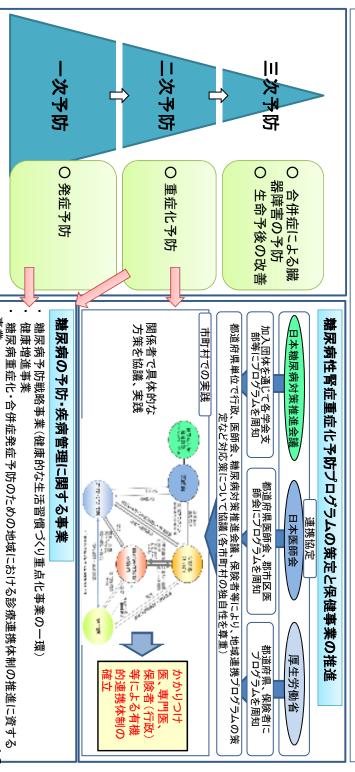
急性期から回復期及び慢性期までの一貫した医療体制の構築 心血管疾患の臨床経過を踏まえた、

9

糖 深 病 9 医療体制

【概要】

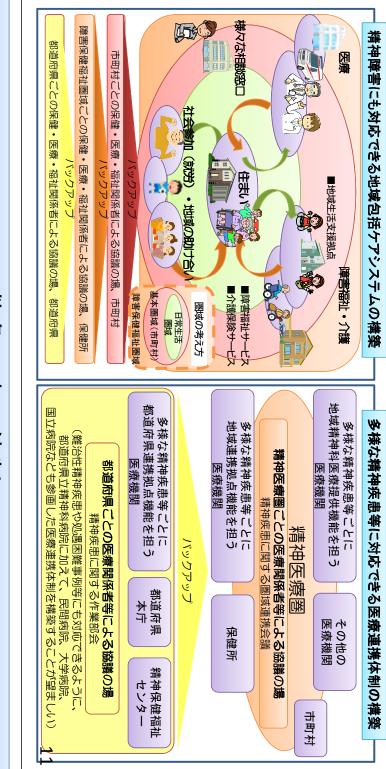
- 0 発症予防・重症化予防に重点をおいた対策を推進するため、地域における連携体制の構築を目指す
- O ・重症化予防対策には、受診中断患者数の減少や早期からの適切な指導・治療が重要であり、医療機関と薬局、保険者が連携する取組みを進める。
- 0 - 日常生活に近い場でも栄養・運動等の指導を受ける事が可能となるよう、医療従事者が地域での健康づくり・疾病予防に参加できる機会を創出する。



滥 神疾患 9 医療体制

【姨姨】

- 0 テムの構築を目指す。このため、平成32年度末・平成37年(2025年)の精神病床における入院需要(患者数)及び、地 伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、障害福祉計画等と整合性を図りながら基盤整備を推し進める。 精神障害者が、地域の -ムの構築を目指す。この 一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシスのため、平成32年度末・平成37年(2025年)の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に
- 0 統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担・連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現していけるよう、各医療機関の医療機能を明確化する。



数 米 蔡 9 K 地

【姨姨】

- 0 - 円滑な受入体制の整備やいわゆる出口問題へ対応するため、救急医療機関とかかりつけ医や介護施設等の関係機関との連携・協議する体制を構築する。また、日頃からかかりつけ医を持つこと、救急車の適正利用等についての理解を深めるため の取組みを進める。
- 0 れ実績が無い場合には、都道府県による指定の見直しを検討する。 数倍数値カンター の充実段階評価を見直し、 地域連携の観点を取り入れる。 併せて、救急医療機関について、数年間、受入
- 0 初期救急医療機関の整備とともに休日夜間対応できる薬局、 精神科救急と 般救急との連携等をさらに進める

救急医療機関と関係機関との連携・協議体制の構築

円滑な救急搬送や受入体制を確保するため、 連携を推進する。 医療機関と介護施設等の

0 を設置。)高齢者及び高齢者施設等の利用者への安全な救急搬送体制を確保するため、八王子消防署と八王子市救急業務連絡協議会で調整、"八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会

八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会

- ・//王子市教急業務連絡協議会 教育教急センター・教急センター が越衆業型病院 (医療療養型病院・ ・//王子施設長会・ ・//王子特定施設長会・ ・//王子特定施設連絡会 ・//王子介護支援専門員 連絡協議会・ ・//王子介護支援専門員 連絡協議会・ ・//王子介護支援専門員 連絡協議会・ ・//王子介護安保険サービス事業者 連絡協議会・ ・高齢者あんしか相談センター・ ・//王子医師会

- ※行政だけでなく、様々な機関が参加していることが特徴。

- ·八王子市
 ·即会自治会建合会
 ·八王子滿的選
 ·八王子滿的語
 /八王子潔剤師会
 ·八王子老人保健施設協議会
 ·八王子市赤十字奉仕団
 ·八王子市,十字奉仕団
 ·八王子市 全20団体

自宅、高齢者施設、救急隊、急性期医療機制、慢性期医療機関、慢性期医療機関、市のそれぞれについて推奨事項や努力事 項が示された

者施設」の推奨事項と して、「救急医療情報 このうち、「自宅 、「松忌医療情報:成」を行うことと

八王子消防署資料より一部改変

救命救急センターの充実段階評価の見直し

平成27年度は、ほとんどの救命救急センタ 能の充実を図るため、地域連携の評価を急 救急救命センター充実段階評価を見直す。 充実段階評価がA評価となっている。さらなる機 地域連携の評価を含め、

平成27年度

救命救急センターの充実段階評価

A評価:269ヵ所 B評価:1ヵ所 C評価:1ヵ所

(平成26年度実績)

評価基準 C評価: 是正を要する項目が3年以上継続して22点以上の場合 B啡值

是正を要する項目が2年間継続して22点以上の場合

A B、G C評価以外

淡鳴 医療の体制

【概要】

- 0 体制の整備を進める。 さらに、大規模災害時に備え、災害時における近隣都道府県との連携を強化する。 災害時の診療機能の低下軽減や早期回復を図るため、事業継続計画(BCP)の策気 被災地域の医療ニー ·ズ等の情報収集や医療チーム(DMAT、DPAT、JMAT等)との連絡調整等を行う災害医療コーディネート
- 0 事業継続計画(BCP)の策定について、

被災地域における災害医療提供体制の整備と連携強化

0 等)との連絡調整等を行う災害医療コー 都道府県災害医療本部の機能向上を目的としたロジスティックチ 被災地域の医療 -ズ等の情報収集及び医療チ 耒及び医療チーム(DMAT、DPAT、JMAT ディネート体制の整備を進める。 人の強化

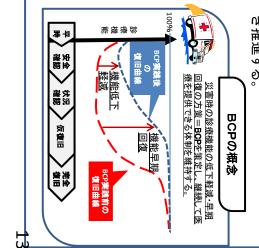
さらに、大規模災害時に備え、災害医療に係る医療提供者の機能と役割を明確にするとともに、政府の防災基本計画と整合性をとりつつ、広域医療搬送を想定した訓練を積極的に実施するなど、災害時における近隣都道府県との連携を強化する。



BCP策定の推進

推進す

0 院機能の早期回復を図り、継続して医療を提供するため、BCPの策定は今後 般病院においても重要であり、引き続 き推進する。 災害拠点病院だけではなく、地域の 災害時に診療機能の低下軽減や病



きる地 医療の 体制

※地域医療療法 (災害拠点病院→SCU)

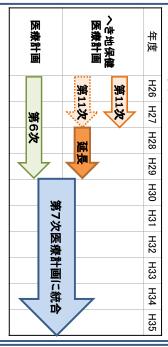
【姨姆】

- 0 $\overline{0}$ へき地における医療従事者の確保やチ 本化した上で、医療計画における医療従事者の確保等の取組みと連動して進める。 き地における巡回診療等の実績に基づいて、へき地医療拠点病院の要件を見直す。 -ム医療の充実については、「へき地保健医療計画」を「医療計画」
- 0 へき地における巡回診療等の実績に基づいて、

「へき地保健医療計画」と「医療計画」の一本化

年度まで延長し、平成30年度から実施する「第7次 医療計画」と一体的に検討を行う方針とされた。 「第11次へき地保健医療計画」の実施期間を平成29 平成26年度へき地保健医療対策検討会において、

<イメージ図>



へき地医療拠点病院の活動状況

へき地医療拠点病院の指定は受けているが、人員不足等から、 巡回診療、医師派遣、代診医派遣のいずれも実施していない施設 が一定程度存在する(77施設(24.8%)、平成28年1月1日時点)。

*	
II≈	
ш	ശ
Tink	90
Zim	
730	
回診療	
W	
JTI	
100	
爭	-
;;	102
医師派遣	N
(11)	
Mú	
Innia	
⇉	
CF	
Biji	
代診医派遣	
100	ເດ
KKI	94
	-
<u>~</u>	
7	
Ľ	
咿	
11.0	N.
##K	- 1
/I'V	
37	N
実施無	7
244	
滭	N
	võ.
	0

このため、へき地医療拠点病院の要件を見直し、現状を明確化するとともに数値目標を示し、へき地医療拠点病院のさらなる充実を図る必要がある。

【へき地医療拠点病院の活動目標】

、き地医療拠点病院の主たる3事業である

- Θ へき地における巡回診療
- へき地への代診医派遣 へき地への医師派遣、

の実績が年間12回(月1回)以上

周産期医療の体制

【姨姆】

- 0 制整備を進める。 「周産期医療体制整備計画」を「医療計画」に一本化し、基幹病院へのアクセス等の実情を考慮した圏域を設定する等の体
- 0 О 災害時に妊産婦・新生児等へ対応できる体制の構築を進めるため、「災害時小児周産期リエゾン」の養成を進める
- 総合周産期母子医療センターにおいて、精神疾患を合併した妊婦への対応ができるような体制整備を進める。

アクセス等の実情を考慮した圏域の設定

娩取扱医療機関への適正なアクセスの確保が肝要。 周産期医療の体制整備に当たっては、妊婦の居住地から分

みならず、 適正アクセスのカバーエリア等を考慮した周産期医療圏を設 現行のニ 、地域の実情に即して基幹病院とその連携病院群の 二次医療圏を基本としつつ、出生数規模や流出入の

超四重 医压住 经产品 弄水一次

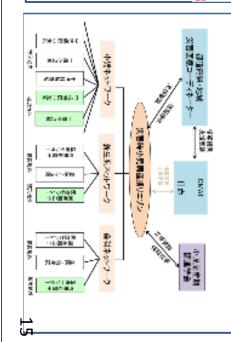
	-				
○中国社会事業		18分分類	化外级工 医外壳属	30分以上 90分余级	4.650
	10年表	910,316	12600	5.493	300
A CORPORATION	54	N 38	41.5	2	000
	II H	516,301	202,202	.08.540	21 281
(4年)の一年日のコンダー	*	90.0%	27.5%	10.4	8.18
(例示) B県(4.5	(4 二次医療圏)	療圏)			
		N.	<u>ک</u> مر		
~>	2 ×		※ ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	※赤線で囲まれた医療圏は患者	馬馬
,	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		当人に指え、	流出が多い。こういった患者の流出入に加え、アクセス時間や近隣	か近隣
		· `	県の状況:	県の状況も踏まえた検討が必要。	必要。
	j				i

災害に備えた対応の充実

対応できる体制を構築する。 要となる妊産婦・新生児等について、適切に 災害時において、特に医療のサポートが必

ン研修事業」を開始。すべての都道府県に 「災害時小児周産期リエゾン」を設置する。 平成28年度より「災害時小児周産期リエン

情報窓口としての災害時小児周産期リエゾン



小児 医療の体制

【姨姨】

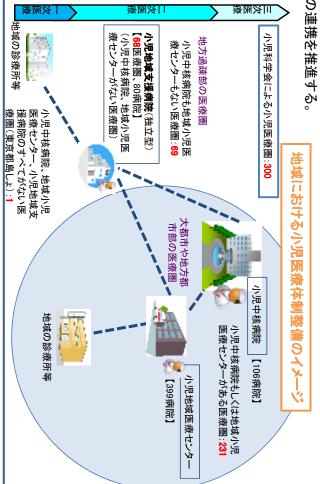
A県(6 二次医療圏)

- 0 0 ・日本小児科学会の提言も踏まえ、小児中核病院、地域小児医療センタ・院(仮称)」を設定し、拠点となる医療機関等と連携しつつ、地域に必要な・研修等を通じて地域で活躍する人材の育成を図るとともに、引き続き小・ 域小児医療センターのどちらも存在しない圏域では、「小児地域支援病つ、地域に必要な入院診療を含む小児診療体制を確保する。 1、引き続き小児救急電話相談事業(#8000)の普及等を進める。

地域の実情に応じた体制の整備

支援病院として設定し、 制を整備する。また、中 拠点となる医療機関が存在しない地域では、それに準じた医療機関を小児地域 また、中核病院や地域小児医療センターと小児科かかりつけ医等と 近隣圏との連携強化を図ることにより、地域の小児医療体

の連携を推進する。



人村育成と住民への情報発信の推進

進める。 医療への理解を深めるための取組みを ための人材の育成や、地域住民の小児 地域における受入れ体制を構築する



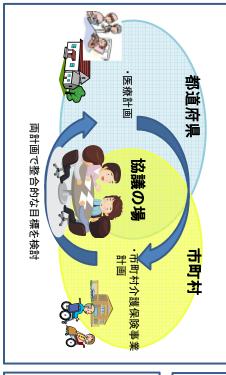
在 出 医療の体制

【姨要】

- છું
- 00 地域医療構想や介護保険事業計画と整合性のとれた、実効的な整備 多様な職種・事業者を想定した取組み、市町村が担う地域支援事業と 目標を設定し、在宅医療の提供体制を着実に整備す 連携した取組みなど、より効果的な施策を実施する。

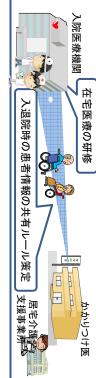
実効的な整備目標の設定

- 0 補完的に提供されるよう、 <u>都道府県や市町村の医療・介</u> **護担当者等の関係者による協議の場を設置**し、介護保 険事業計画等における整備目標と整合的な目標を検討。 医療サ -ビスと介護サ ビスが、地域の実情に応じて
- る上で地域において留意すべき事項や、協議の進め方に ついて、今後、国において整理し、都道府県に示していく。 る計画や療養病床の動向など在宅医療の提供体制を考え 例えばサ ―ビス付き高齢者向け住宅等の整備等に関す



多様な職種・事業者を想定した取組

- 在宅医療の提供者側に対する施策に偏重しないよう、な職種・事業者が参加することを想定した施策を実施。 黎林
- (例)・地域住民に対する普及啓発
- ・入院医療機関に対し在宅医療で対応可能な患者像や療養環境に ついての研修
- 入院医療機関と、かかりつけの医療機関や居宅介護支援事業所 との入退院時における情報共有のための連携ルール等の策定 能能

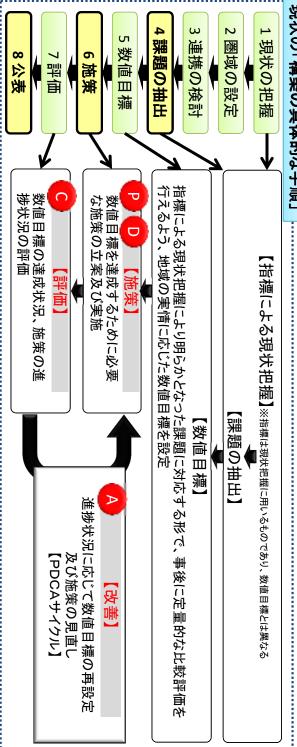


地域支援事業と連携した取組

- 0 医師会等と連携し、また保健所を活用しながら、地域支 業の在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援。 特に、以下のような医療に係る専門的・技術的な対応が必要 地域支援事
- な取組は、重点的に対応 (ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- (オ)在宅医療・介護連携に 関する相談支
- (ク)在宅医療・介護連携に 関する関係市区町村の連携

並 蘇 9 民 恒 11





検討会における意見

- 000 位置づけの見直し を検討すべき
- O 指標を達成する際の行動主体がわかりにくいため、明確に示すべき 指標のうち、意義が低いとされた指標については、その理由を検討し、位置づけの見直 必ず記載すべき内容、示すべき指標等については、その算出方法も含めて示すべき 現在の指標例以外にも有効と考えられる指標や不足している指標がないか検討すべき

見直しの方向性

0 医療計画の実効性をより一層高めるため、**政策循環の仕組みを強化する**とともに 府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を**客観的に比較可能なものとする**。 共通の指標による現状把握により、 都道

ω 地域医療構想に といり

地域医療構想調整会議での議論の進め方

地域医療構想調整会議での議論の進め方の手順について、 以下の通り整理する。



将来の医療提供体制の構築のための方向性の共有

構想区域における医療機関の役割の明確化

0

- 医療構想調整会議で検討し、役割を明確化 以下の各医療機関が担う医療機能等を踏まえ、地域
- 関が担う医療機能 構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機
- う医療機能 公的医療機関等及び国立病院機構の各医療機関が担
- 地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能
- **(** 役割を明確化 担わない機能や、上記の医療機関との連携等を踏まえ 上記以外の医療機関については、 上記の医療機関が

3 病床機能を転換する予定の医療機関の役割の確認

0 将来に病床機能の転換を予定している医療機関については、その<u>転換の内容が地域医療構想の方向性と整</u> 合性のあるものとなっているか確認

新規参入、 規模拡大を行う医療機関等への対応

- れる地域において、<u>増床等の整備を行う場合においても、</u> 共有した方向性を踏まえ、地域において必要となる医療 <u>機能を担うこと</u>を要請 高齢化が急速に進み、 医療需要の増加が見込ま
- 0 可を待たず、地域医療構想調整会議への出席を求め、<u>地域において必要となる医療機能等について、理解を深め</u> <u>てもらう</u>よう努める 新規参入してくる医療機関に対しては、病床の開設の許

地域住民への啓発

- 0 共有した方向性を踏まえ、今後の地域における医療提供体制をどのように構築していくかについて、できるだけ分かりやすく周知し、地域住民の理解を深める
- 0 議事の内容等の情報を、ホームページ等を通じて提供 地域医療構想調整会議で行われている議論について

19

4 医療 介護連携 11

目標設定について

- 地域医療構想による慢性期・在宅医療等の需要推計を踏まえ、以下についての考え方を記載する。
- 地域の医療機関で対応すべき在宅医療のニーズ **(** 目標とする提供体制
- ②の検討にあたっては
- 在宅医療サービスと一部の介護サービスが相互に補完する関係にあること現状の介護保険施設等の整備状況は地域の実情に応じて異なること

を考慮し、 都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設置し検討する。

指標にしいて

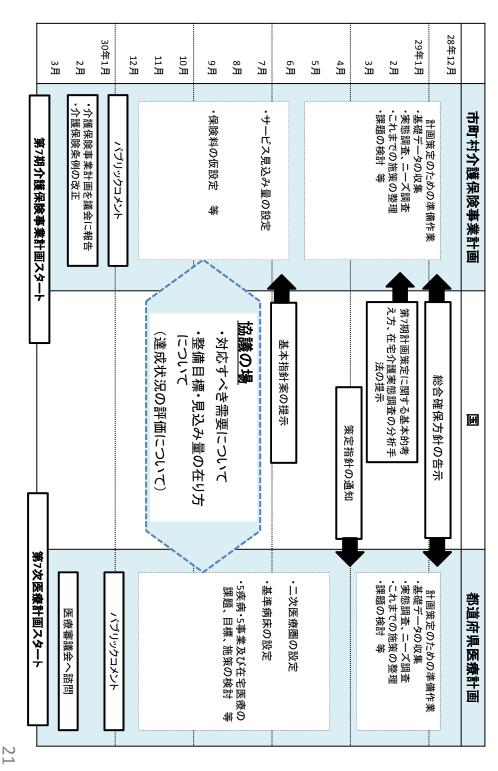
- 以下のような指標を充実させていく。
- 医療サービスの実績に着目した指標
- 医療・介護の連携体制について把握するための指標
- 高齢者以外の小児や成人に係る在宅医療の体制について把握するための指標
- 看取りに至る過程を把握するための指標

掲紙にしいて

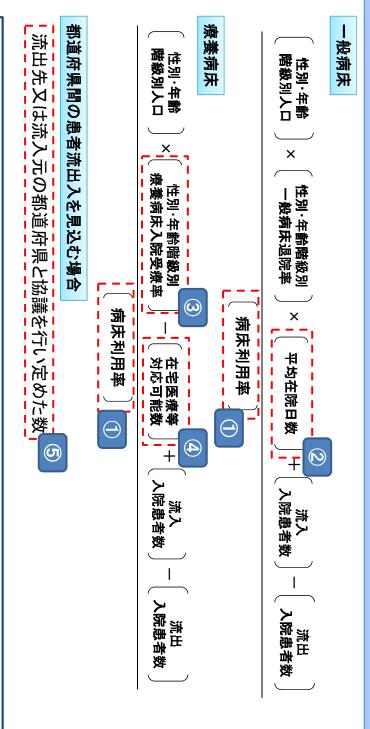
- 0 在宅医療にかかる圏域の設定と、課題の把握を徹底する。
- 0 以下に挙げるような、多様な職種・事業者が参加することを想定した施策を進める。
- 入院医療機関に対し在宅医療で対応可能な患者像や療養環境についての研修
- 情報共有のため連携ルール等の策定 入院医療機関と、かかりつけの医療機関や居宅介護支援事業所等との入退院時における
- 地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村に対し必要な支援を行う。

O

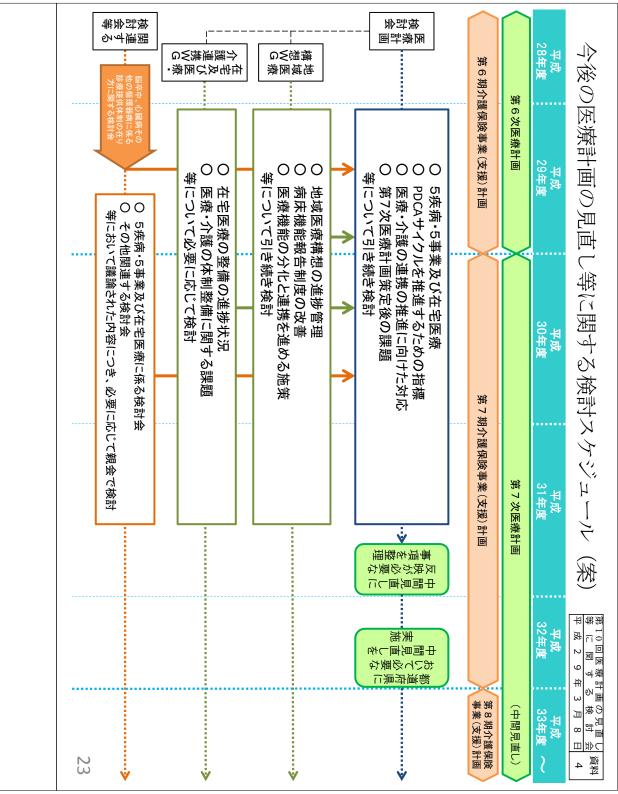
第7次医療計画·第7期介護保険事業計画 策定スケジュールのイメージ



O 棋 禁瓮 宋数| 11 <u>_</u> _



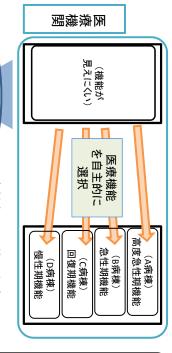
- 病床利用率は、一般76%、療養90%を下限値として設定 平均在院日数は、地方ブロックごとの経年変化率を踏まえた
- 日数を設定
- $\Theta \Theta \Theta \Theta \Theta$
- 入院入所需要率から、療養病床入院受療率へ見直し 介護施設対応可能数から、在宅医療等対応可能数に 在宅医療等対応可能数に見直し
- 問 .過加算から、都道府県間で調整を行い定める数へ変更



N 地域医療構想の推 淮 に向ける

地域医療構想につ Ċ

- 0 中に全都道府県で策定済み。 「医療介護総合確保推進法」により、 平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。 平成28年度
- 「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則
- 0 医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。 「地域医療構想」は、 2025年に向け、 病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の
- 0 灵。 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作 平成27年3月に発出。



病床機能報告 医療機能の現状と今後の 方向を報告(毎年10月)

都道府県

医療機能の報告等を活用し、[] 策定し、更なる機能分化を推進

「地域医療構想」を

(「地域医療構想」の内容

2025年の医療需要と病床の必要量

- 高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療 需要と病床の必要量を推計
- ・在宅医療等の医療需要を推計 ・都道府県内の構想区域(二次E .次医療圏が基本)単位で推計

Ы 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

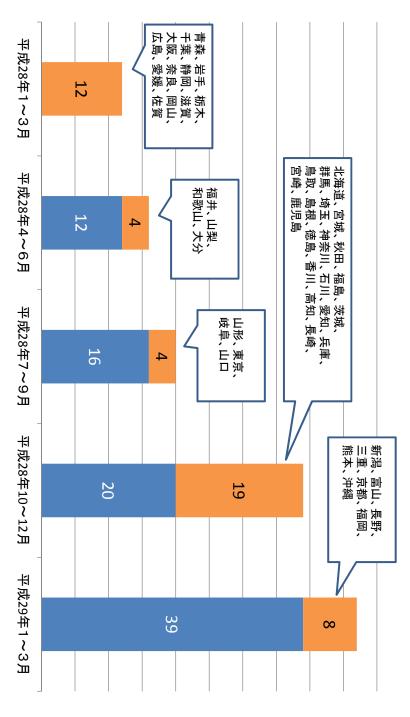
室 在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備

0 で議論・調整。 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」

25

医療構想 9 胀 川 時期に <u>_</u>

0 県で策定を完 平成27年4月より、 0 各都道府県において地域医療構想の策定を開始し、 平成28年度末までに全 ての都道府



地域医療構想の実現プ ロセスについて

- _ 都道府県は、 辨 医療機関が「地域医療構想調整会議」で協議を行い、機能分化・連携を進める。
- N 地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場 合には、医療法に定められた<mark>都道府県知事の役割を</mark>適切に発揮。

STEP1 方向性の共有を「地域医療構想調整会議」で協議 地域における役割分担の明確化と将来の

個々の病院の再編に向け、各都道府県での「調整会 議」での協議を促進。

- ① 救急医療や小児、周産期医療等の政策医療を担 う中心的な医療機関の役割の明確化を図る
- **(**)その他の医療機関について、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえた役割の明確化を図る

STEP 2 「地域医療介護総合確保基金」により支援

都道府県は、<mark>「地域医療介護総合確保基金」を活用</mark>して、医療機関の機能分化・連携を支援。

では、機能分化・連携が進まない場合将来の方向性を踏まえた、自主的な取組だけ

病床機能の転換等に伴う施設整備・設備整備の補

STEP 3 都道府県知事による適切な役割の発揮

機能分化・連携を推進。 都道府県知事は、医療法上の役割を適切に発揮し、

【医療法に定められている都道府県の権限】

-) 地域で既に過剰になっている医療機能に転換しようとする医療機関に対して、転換の中止の要請・ 勧告(民間医療機関)及び命令(公的医療機関)
- 療機関) よう、要請·勧告(民間医療機関)及び指示(公的医 医療機関に対して、不足している医療機能を担う
- 達成に資する条件を付けて許可 新規開設の医療機関に対して、地域医療構想の
- 療機関)及び命令(公的医療機関) 稼働していない病床の削減を要請・勧告(民間医
- ※ ①~④の実施には、都道府県の医療審議会の意見を聴く等の手続きを経る必要がある。 の手続きを経る必要がある。 ※ 勧告、命令、指示に従わない医療機関には、医療機関名の 公表や地域医療支援病院の承認の取消し等を行うことができる。 27

地域医療構想調整会議の進め方のサイクル(イメ-

0 次のような年間のスケジュー ルを毎年繰り返すことで、地域医療構想の達成を目指す。

調整会議	都道府県全体	H	
		全ての都 道府県で 構想策定 完了予定	3Д
1回目 ●病床機 データブッ 分担につ! ・不足する ・各医療機 ・各医療機 やデータ	(平成29年度 次医療計画 開始) ●具体的な機 向けた取組の ・県全体の病 等分野ごとの ・無・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・・・・・・・・・・	・都道府 ・データ: ・基金に う都道府県	4月
1回目 ●病床機能報告や医療計画 データブック等を踏まえた私 分担について確認 ・不足する医療機能の確認 ・各医療機関の役割の明確 ・各医療機関の病床機能報 ・各医療機関の病床機能報	年度につ計画に向計画に向 計画に向 対な機能3 対な機能3 の病床機 の病床機 ごとの不.	都 ・ 都道府県職員研修(前身では、 ・ データブック配布及び試定。 ・ データブック配布及び試定。 ・ 基金に関するヒアリング	5月
1回目 ●病床機能報告や医療計画 データブック等を踏まえた役割 分担について確認 ・不足する医療機能の確認 ・各医療機関の役割の明確化・各医療機関の病床機能報告	(平成29年度については、第7次医療計画に向けた検討を開始) ●具体的な機能分化・連携に向けた取組の整理について。	・都道府県職員研修(前期) ・データブック配布及び説明会 ・基金に関するヒアリング ▼	6月
2回目 ●機能・事 補うための 議論 ・地域で整 能を具体 ・病床機能 性を確認		· 都道府! · 地域医{ 把握	7月
事業等での の具体策 の具体策 を備が必引 体的に示す に報告に1	等に 対す	・都道府県職員研修(中期) ・地域医療構想の取組状況 把握	8月
2回目 ●機能・事業等ごとの不足を 値うための具体策についての 議論 地域で整備が必要な医療機 能を具体的に示す 能を具体的に示す 病床機能報告に向けて方向 性を確認	。 高整困難事	・都道府県職員研修(中期) ・地域医療構想の取組状況の 把握	9月
3回目 ・機能ごと 関名を挙 分化・連 いての具	例についる	• 都道府馬• 病床機前	10月
3回目 機能ごとに具体的な医療機関名を挙げたうえで、機能別名を挙げたうえで、機能分化・連携若しくは転換についての具体的な決定	· 收集·整理 · 聚, 說明	都道府県職員研修(後期) 病床機能報告の実施	11月
な 医療機 で、機能 財換に フ	里(国におし 会等)	·(後期) 施	12月
4回 ・具体的 評価の の基金 まとめ?	↑で全国状		捐
国 が医療機 が医療機 がための指 での活用等 を行う	において全国状況を整理)		2月
4回目・具体的な医療機関名や進捗評価のための指標、次年度の基金の活用等を含むとりまとめを行う			3Д
ं पा	<u> </u>	7	4月

地域医療構想調整会議での議論の進め方について

【医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめより抜粋】

<地域医療構想調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理>

- 1 医療機能の役割分担について
- (ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化 構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有
- 構想区域における医療機関であって、地域における救急医療や災害医療等 調整会議で検討を進めること。 を担う医療機関が、どのような役割を担うか明確にすることが必要であ 将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、 その際に、次の各医療機関が担う医療機能等を踏まえ、地域医療構想
- 構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能
- 検討すること) 公的医療機関等及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能 (公立病院の担う医療機能については、新公立病院改革ガイドラインに基づき
- 地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能

縱

29

新公立病院改革ガイドラインと地域医療構想

【新公立病院改革ガイドラインより抜粋】

- 第1 更なる公立病院改革の必要性
- 3 公立病院改革の基本的な考え方

の す、 、 な役割を継続的に担っていくことができるように 定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要 今後の公立病院改革の目指すところは、前ガイドラインと大きく変わるものではない。すなわち、公立病院改革の究極の目的は、公・民の適切な役割分担 地域に於いて必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安 することにある。

びこれに基づく取組と整合的に行われる必要がある。 したがって、 今後の公立病院改革は、医療法に基づく**地域医療構想の検討及**

- 能って 地方公共団体における新改革プランの策定
- 1 新改革プランの策定時期(中略)

合意事項と齟齬が生じた場合には、 ために行う関係者との協議の場(以下「地域医療構想調整会議」という。 ものであるが、仮に、新改革プラン策定後に、**地域医療構想の達成を推進する** なお、 新改革プランは、地域医療構想と整合的であることが求められている 速やかに新改革プランを修正すべきであ

青森県の地域医療構想調整 会議における検討内容に とこり

医療法に定める地域医療構想調整会議の開催

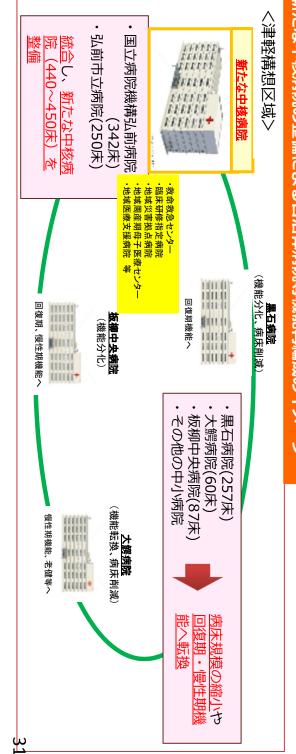
地域医療構想の記載内容(病床機能の分化・連携の推進)

- 構想区域内における医療機関の役割分担の明確化、連携体制の強化による、効率的・効果的な医療提供体制を構築
- 自治体病院等の機能再編成を推進

調整会議(津軽構想区域)での議論

- 新たな中核病院の整備による医療資源の集約を通じて、救急医療体制の確保と充実、急性期医療、専門医療の対応力向上その他の医療機関については、病床稼働率等の状況を踏まえた、病床規模の見直し及び回復期・慢性期機能へ転換
- 基本的な方向性について 関係者間で合意。

新たな中核病院の整備による自治体病院等機能再編成のイメーツ



岐阜県の地域医療構想の概要 岐阜圏域の記載について

魏

- 2025年の病床の必要量と現在(平成26年病床機能報告)の病床数を機能別に比較すると、 及び急性期が合わせて約4,900床多い一方で、回復期機能が約3,600床(現在の約320%相当)不足すると推計 現状は高度急性期
- 圏域ごとに具体的な医療機関名を挙げて、担うべき機能を明示しつつ、地域医療構想調整会議で議論する内 容を整理

<u>岐阜圏域の2025年の病床の必要量と</u> <u>在宅医療等の必要量</u> 構想区域の設定(5構想区域) 岐阜圏域の例 東濃

<u>岐阜圏域の地域医療構想達成に向けたポイント(岐阜圏域の記載より)</u>

- ·将来の医療提供体制の見直しに当たっては、「適正な役割分担」、「病床規模の適性化」、「経営基盤の効率化」の3つの視点から医療機関 が自主的に取り組む。基本的な方向性は以下のとおり。
- 割を担う。 い、岐阜県総合医療センター、岐阜市民病院、松波総合病院が、岐阜大学医学部附属病院と連携して、岐阜圏域の急性期医療の中心的役 **岐阜大学医学部附属病院**が<u>県全体の急性期医療の中心的役割</u>を担
- ·特定の診療分野や政策医療分野で貢献している病院(**岐阜赤十字病** 割分担については、今後検討す 院(災害拠点、感染症)、長良医療センター(周産期)、村上記念病院 を要する病院(羽**島市民病院、東海中央病院、岐北厚生病院**等)の役 (脳卒中)、岐阜ハートセンター(心疾患)等)や、地理的に急性期医療

岐阜圏域では、回復期機能が約1,600床不足 すると推計

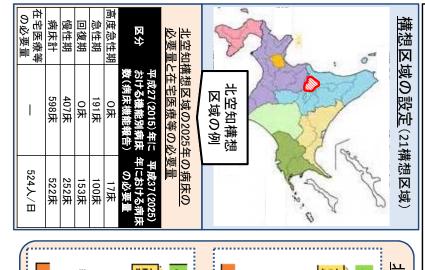
急性期を担う医療機関等以外は、救急医療体制の確保に配慮した 回復期中心ヘシフトする。

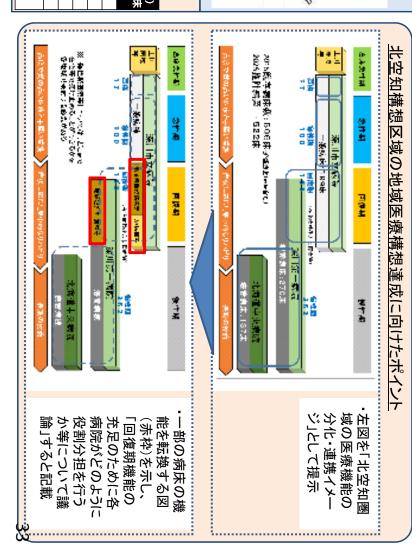
在宅医療等 高度急性期 の必要量 慢性期 回復期 病床計 急性期 平成26(2014)年に おける機能別病床 数(病床機能報告) 3,492床 1,839床 638床 ,358床 平成37(202: Fにおける病 の必要量 10,155人/日 2,201床 2,757床 7,074床 1,247床

北海道 の地域医療構想の概要 と北空知構想 区域の記載に とこり

媽舞

- 道全体では、約1,900床(平成27年病床機能報告集計数の約2%)が過剰となる 14,800床(現在の約260%相当)不足すると推計 がなが、 回復期機能が約
- 期 区域 たば、 自治体病院等を中心とした具体的な機能分化・連携のイメー -ジを提示





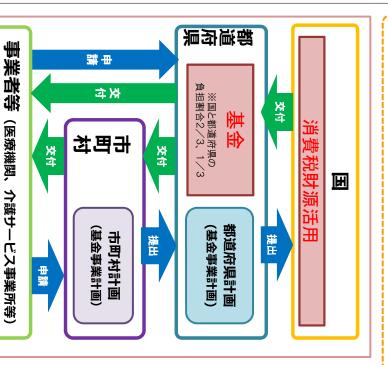
地域医療介護総合確保基金

平成29年度政府予算:公費で1,628億円 (医療分 904億円、介護分 724億円)

の改善等、 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、 改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」 病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、Eと「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。 医療・介護従事者の確保・勤務環境

 \bigcirc

道府県は、 いのため、 都道府県計画を作成し、 平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、 当該計画に基づき事業を実施。 各都道府県に設置。 各都



都道府県計画及び市町村計画 (無 彿

0 基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備) ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- 診療報酬・介護報酬等との役割分担

都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

0

事業の内容、費用の額等 医療介護総合確保区域の設定※1 事業の評価方法※2 目標と計画期間(原則1年間)

- 二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏
- まえて設定。市 2 都道府県は、 業を検証し、 都道府県は、二次医療圏及いもハロニューまえて設定。 まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を国は都道府県の事

都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、 都道府県計画を作成

0

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- に関する事業 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備
- 居宅等における医療の提供に関する事業
- 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サ -ビス等)

ω

- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 介護従事者の確保に関する事業

വ

(医療分の事業区分)

病床の機能・分化連携

Ħ 在宅 医療の推進

四医療従事者の確保

(配分方針)

地域医療構想調整会議の議論の結果を踏まえ 策**定している都道府県**に対し て重点的に配分 A 具体的な整備計画を

地域の実情に応じた配分

- ※ I 及び II の事業を含めた全体の配分についても、 まえたメリハリをつけた配分を行うことを検討 整備計画の策定状況を踏
- 0 受け皿ができず、かえって病床の機能分化・連携が進まない 先行的に在宅医療等の整備を進めていかないと 退院後の在宅移行の
- 0) I及び皿の事業には、地域医療支援センターの運営費や看護師養成所の運営費·整備費、病院内保育所の運営費等(※)の継続的な実施が必要な事業も含まれている
- ※ これらの事業は、基金創設前より国庫補助で実施

「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日)抄

地域医療介護総合確保基金のメリハリある配分等により、 病床の機能分化・連携を推進す છં

35

医療法第30条の15 【過剰な医療機能への転換の中止等】 部道 **.府県知事の権限の行使の流れ** 医療法第30条の16 【不足する医療機能への転換等の促進】 医療法第7条第5項 医療法第30条の12 医療法第7条の2第3項 【非稼働病床の削減】

理由等がやむを得ないものと認められない場合 都道府県医療審議会の意見を聴いて、 病床機能報告において基準日と基準日後の 病床機能が異なる場合であって 基準日後病床機能に応じた病床数が、病床 の必要量(必要病床数)に既に達している 命令の場合 (公的医療機関等) 医療法第30条の17 要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない 都道府県医療審議会の意見を聴いて 当該措置を講ずべきことを勧告 応答の 努力義務 要請の場合 (民間医療機関) K 地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の 場での協議が調わないとき等 都道府県医療審議会の意見を聴いて、 指示の場合 (公的医療機関等) 都道府県医療審議会の意見を聴い 医療法第27条の2 Ħ 不足する医療機能 医療を提供する旨 を開設等許可にも を聴いて、<u>期限を5</u>件に従うべきこと 当な理由がなく、 病院の開設等の許可申 都道府県医療審議会の意見 係る措置を講じ Ħ 請があ 条件に 当な理由がなく 4 従わない 機能に係る る旨の条件 に付与 ていない 当該勧告 n 命令の場合(公的医療機関等) 病味を稼働していとき を聴いて、 都道府県審議会の意見 医療機関) 要請を受けた者が、 正当な理由がなく、 当該要請に係る措置 を講じていない 都道府県医療審議 会の意見を聴いて、 当該措置を講ず (民間医療機関) は要請(民間 要請の場合 ないが

医療法第30条の18

O

指示・勧告に従わなかった旨を公表

命令・指示・勧告に従わない

4

 \leftarrow

医療法第29条第3項 及び第4項

0

指示・勧告に従わない地域医療支援病院・特定機能病院※は承認を取消し

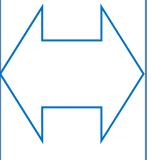
※特定機能病院の承認取消しは 厚生労働大臣が行う 36

ω 病床機能報告制度について

病床機能報告と必要病床数の推計との関係性のイメージ

病床機能報告(現状)

病棟ごとに医療機関が判断したもの どの「医療機能」に該当するかの「定義」を踏まえ、 **→地域において医療機関が「表示したい機能」**



医療需要(必要病床数)の推計 医療資源供給量に沿って機能ごと区分したもの 2013年の個々の患者の受療状況をべ->地域における「各病期の患者発生量」

37

関が報告 Q Ø 医療機能(こ いて

- \bigcirc 各医療機関(有床診療所を含む。 $\overline{}$ は病棟単位で <u>×</u> , 以下の医療機能について、 「現状」 \mathcal{L} 「今後の方向」 4
- 都道府県に報告する。 ※ 医療資源の効果的かつ効率的な活用を図る観点から医療機関内でも機能分化を推進するため、「報告は病ったれている(「一般病床の機能分化の推進についての整理」(平成24年6月急性期医療に関する作業グルー 「報告は病棟単位を基本とする」と
- \bigcirc 医療機能の名称及び内容は以下のとおりとする。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	〇 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頚部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目 的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難 病患者等を入院させる機能

- (¥) 一般病床及び療養病床について、 を報告することとする。 上記の医療機能及び構造設備・人員配置等に関する項目・提供する医療の具体的内容に関する項目
- \bigcirc 病棟が担う機能を上記の中からいずれか1つ選択して、報告することとするが、実際の病棟には、様々な病期の患者が入院していることから、提供している医療の内容が明らかとなるように具体的な報告事項を報告する。
- \bigcirc なお、 困難であるため、 医療機能を選択する際の判断基準は、 を国において であるため、上記の各医療機能の定性的な基準や、医療機関において 平成28年度報告から病棟単位のより詳細な分析が可能となるため、 検討。 病棟単位の医療の情報が不足し ₹の情報が不足している現段階では具体的な数値等を示すことは 医療機関において算定する特定入院料を参考に医療機能を選択。 が可能となるため、今後、医療機能の判断基準を含め、制度の見

39

特定の機能を有 Q る病棟における病床機能報告の取扱い

特定入院料等を算定する病棟に その他の一般入院料等を算定す ついては、一般的には、次のとおりそれぞれの機能としる病棟については、各病棟の実態に応じて選択する。 て報告するものとして取り扱う。

画脚 急性期機能

0

- 急性期の患者に対し、状態の早期 診療密度が特に高い医療を提供す 状態の早期安定化に向けて、 る機能
- ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟
- 急性期機能
- 0 医療を提供する機能 急性期の患者に 状態の早期安定化に向けて、
- 回復期機能
- 0 なリハバリア 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療 を提供する機能
- 0 骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。 (二)群 急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頚部

慢性期機能

- 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
- 0 長期にわたり療養が必要な重度の障害者 意識障害者を含む) 難病患者等を入院で 含む)、筋ツストロフ入院させる機能 患者又は (重度の

救命救急入院料

- 特定集中治療室管理料
- //かアユニット入院医療管理料
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- 小児特定集中治療室管理料

新生児特定集中治療室管理料

lacktriangle

- 総合周産期特定集中治療室管理料
- lacktrian新生児治療回復室入院管理料
- 地域包括ケア病棟入院料(※)
- × ※ 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は。回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択。 当該病棟が
- 回復期リルビリテーション病棟入院料

•

V..

特殊疾患入院医療管理料

•

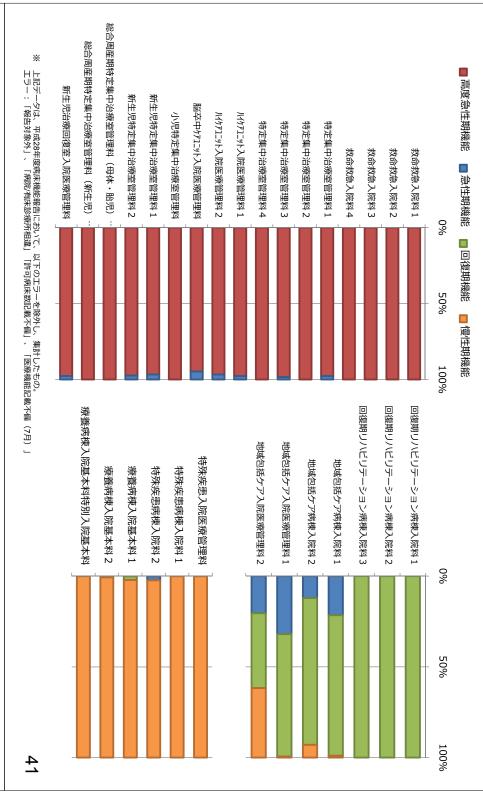
•

特殊疾患病棟入院料

- 療養病棟入院基本料

排汽 院料等届出病床ご の医療機能について

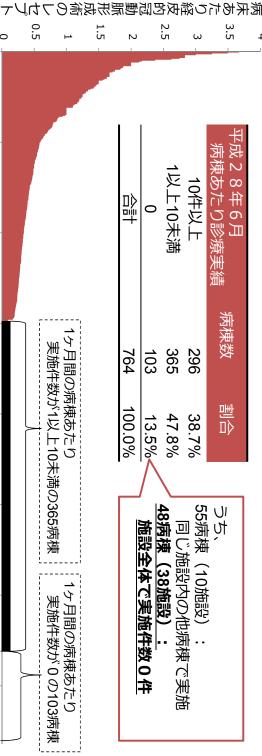
特定の機能を有する病棟における病床機能報告については、 概ね取扱いのとおりとなっている。



対域に との提供されて (病院、 いる医療の内容に 診療所) しいて

精酋中

- 焽 動脈形成術のレセプト件数』を多い順に並べたもの。全764病棟(508施設) (うち、 ラフは、 が実施件数0件となっている。 位1位に 高度急性期機能を報告している病棟で、 『循環器内科』 を選択) 』を選択している病棟において、 『<u>循環器内科</u>』もしくは『<u>複数の診療科で活用</u> !している病棟において、『<u>病床あたり経皮的冠</u> のいな、 103病棟(48施
- 実施件数 0 件の103病棟(84施設) 当該病棟で実績が無い場合であっても、 のいな、 施設全体における実施件数が0件であるのは48病棟 当該施設の他の病棟で実施されている場合がある
- (38施設) であった。



500

※病棟あたり10未満で*表示 便宜上、長方形のかたまり

表示されている病棟を、 まりとして表現。

平成29年度以降の病床機能報告に関するスケジュールについて(案)

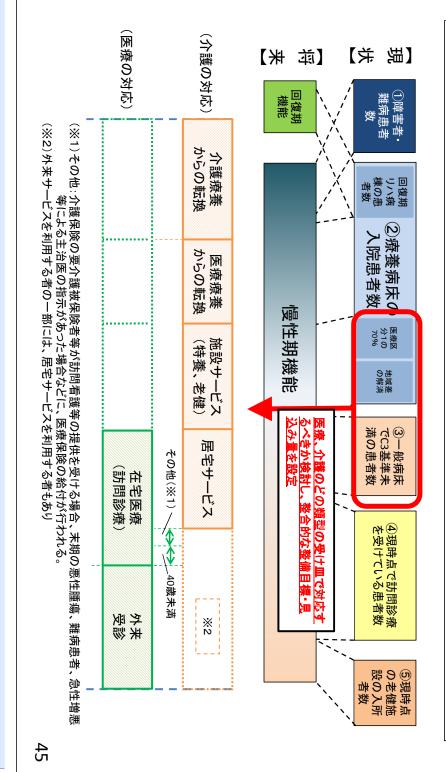
医療機関	华機能報告制度	横田	H	
	···			H29.3月
	各都道府県が平成 各都道府県が平成 28年度病床機能報 告の結果を公表		厚生労働省において、	H29.4~6月
厂	報告様式の送付		平成22	Н29.7∼9月
・ 病棟ごとにデータを集計 し、報告様式を提出	提出されたデータを集計	平成29年度病床 機能報告開始	平成28年度病床機能報告の分析を行う ・	H29.10~12月
			分析を行う 	н30.1~3Д
	各都道府県が平成 29年度病床機能報 告の結果を公表		告示改正 ・ 平成30年度診療 ・ 平成30年度診療 ・ 報酬・・ 京大・報告・ 第十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	H30.4∼6月
	路 + 1 () () () () ()	平成30年度病床 機能報告(見直し た其海を反映)盟		н30.7~9Д

43

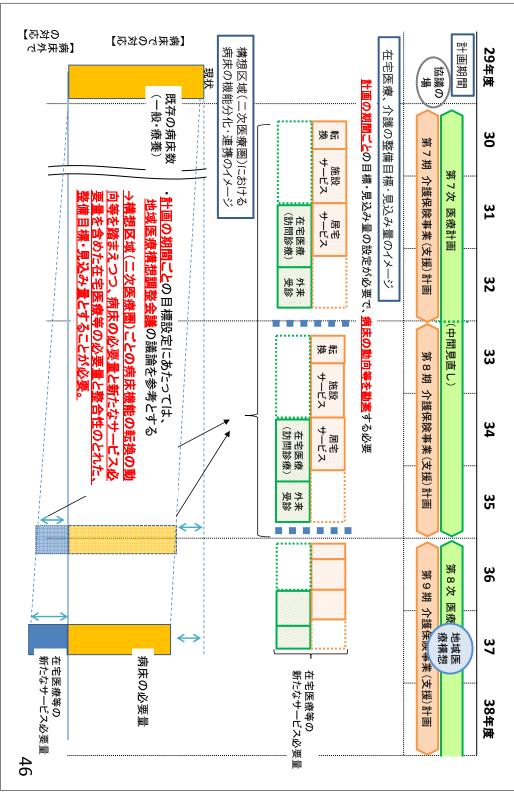
4 医療と介護の連携 こりいて

在 宅医療等の新たなサ Π, ス必要量の考え 七 (1 ところ

都道府県及び市町村は、在宅医療等の新たなサービス必名々の主体的な取組により受け皿整備の責任を明確にしたおける整合的な整備目標・見込み量を設定する。 へ必要量に った上で、ツ こついて、協議の場を活用し医療、介護 次期医療計画及び介護保険事業計画に



整 口〉 的な整 龕 Ш 蘇 迅 汉 4 S 7



次期医療計画と介護保険事業計画の整備量等の関係に といり

- 在宅医療等の新たなサ--ビス必要量は、 2025年に向けて、約30万人程度となると推計。
- これらの受け皿としては、療養病床の転換等による在宅医療、介護施設の整備の他、一般床から在宅医療等で対応するものについては、外来医療等で対応することが考えられる。 -般病
- 対応にあたっては、それぞれの提供体制の整備主体が協議し、医療計画及び介護保険事業計画の計画期間に応じた、整合的な整備目標・見込み量を立てる必要がある。

